

災害見舞金請求書

所属所
受付年月日

※決定額 円

組合員証	記号		フリガナ		所属機関	名称	
	番号		組合員氏名			所在地	

標準報酬月額 (短期)	等級	円	請求金額	円
----------------	----	---	------	---

市町村長 又は 消防署長 又は 警察署長 の証明	フリガナ									
	り災者氏名		り災年月日		令和	年	月	日		
	り災の場所									
	り災の原因及びその状況									
	損害の程度									
	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 職名 証明者 氏名 印									

摘要

上記のとおり請求します。

鳥取県市町村職員共済組合 理事長 様

令和 年 月 日

住所
請求者 氏名

- 1 別居している被扶養者が災害を受けた場合は、「摘要」欄に組合員の住居及び家財についての状況を詳しく記入してください。
- 2 この請求書には災害見舞金支給調査書、り災状況写真、被災住宅に係る再建築及び損害部分修理見積額証明書を添付してください。
- 3 ※印欄は記入しないでください。

※ 決 裁	令和 年 月 日	局 長	次 長	課 長	合 議	主 査

<災害見舞金>

○ 組合員が水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて下記のとおり支給します。

○ 算定となる月数が2月以上の災害見舞金の支給を受けた組合員に対し、災害見舞品として50,000円を支給します。

損害の程度		支給額
・ 住居及び家財の全部が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額3月分
・ 住居及び家財の1/2以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき ・ 住居又は家財の全部が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額2月分
・ 住居及び家財の1/3以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき ・ 住居又は家財の1/2以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額1月分
・ 住居又は家財の1/3以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額0.5月分
・ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む)が損害を受け、その認定が困難なとき	床上120cm以上	標準報酬月額1月分
	床上30cm以上	標準報酬月額0.5月分

○ 添付書類

「災害見舞金支給調査書」及び「り災状況の確認できる写真」

「被災住宅の再建築及び損害部分修理に係る見積額証明書」